

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
宅地建物取引士に対する講習の実施要領 第一 講習の科目及び時間 宅地建物取引業法第二十二條の二第二項（同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の指定を受けた講習（以下「講習」という。）の科目及び時間は、次のとおりとする。 1 講習の科目 一 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項 二 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項 イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令の概要 ロ おおむね過去五年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点 三 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項 イ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項の概要 ロ おおむね過去五年間における土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点 ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関する実務上の主要な留意事項 四 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項 イ 宅地及び建物についての税に関する法令の概要 ロ おおむね過去五年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点 ハ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する実務上の主要な留意事項 五 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の	宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領 第一 講習の科目及び時間 宅地建物取引業法第二十二條の二第二項（同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の指定を受けた講習（以下「講習」という。）の科目及び時間は、次のとおりとする。 1 講習の科目 （新設） 一 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項 イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令の概要 ロ おおむね過去三年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点 二 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項 イ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項の概要 ロ おおむね過去三年間における土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点 ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関する実務上の主要な留意事項 三 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項 イ 宅地及び建物についての税に関する法令の概要 ロ おおむね過去三年間におけるイに掲げる法令の改正等の要点 ハ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する実務上の主要な留意事項 四 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の

価格の評定に関する事項

イ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令の概要

ロ おおむね過去五年間における宅地建物取引業法及び同法の関係法令の改正等の要点

ハ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する実務上の主要な留意事項

ニ 宅地及び建物の価格の評定に関する実務

六 宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の実例

2 講習の時間

講習は一日で終了するものとし、講習の時間はおおむね六時間とする。

第二 講習修了証明

講習を修了した者に対しては、宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の二の二による宅地建物取引士証交付申請書の下欄に講習を受講した旨の証明を行うものとする。ただし、特に必要があると都道府県知事が認めた場合には、講習を修了した旨の証明書を交付するものとする。

第三 その他講習に関し必要な事項

一 (略)

二 講習実施計画書の届出等

受講料は一万二千元以下とするものとし、毎年度開始前に(平成八年度にあつては、本告示の施行後速やかに)、受講料その他の講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書を指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

三 (略)

価格の評定に関する事項

イ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令の概要

ロ おおむね過去三年間における宅地建物取引業法及び同法の関係法令の改正等の要点

ハ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する実務上の主要な留意事項

ニ 宅地及び建物の価格の評定に関する実務

五 宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の実例

2 講習の時間

講習は一日で終了するものとし、講習の時間はおおむね五時間とする。

第二 講習修了証明

講習を修了した者に対しては、宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の二の二による宅地建物取引主任者証交付申請書の下欄に講習を受講した旨の証明を行うものとする。ただし、特に必要があると都道府県知事が認めた場合には、講習を修了した旨の証明書を交付するものとする。

第三 その他講習に関し必要な事項

一 (略)

二 講習実施計画書の届出等

受講料は一万一千円以下とするものとし、毎年度開始前に(平成八年度にあつては、本告示の施行後速やかに)、受講料その他の講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書を指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

三 (略)